

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和4年4月5日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和4年4月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄  
2番 浅井 弘幸  
3番 黒宮 俊明  
4番 榎田 法行  
5番 平野 洋二  
6番 黒宮 喜代子  
7番 岡村 なつ枝  
8番 白木 斉  
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲  
伊藤 博幸  
花井 文彦  
加藤 哲也  
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人  
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 事業計画変更承認申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、浅井弘幸委員、黒宮俊明委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について

以上の4議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 事業計画変更承認申請について」説明をさせていただきます。申請件数は、■、■筆、■㎡です。

本申請は、既に許可された案件で許可目的を達成することが困難となった場合に、申請し変更計画が県から承認されるものですが、県に申請書を進達

するにあたり当農業委員会の意見書が必要となるものであります。

3ページの申請番号1番について、許可年月日は令和3年12月16日で、変更された計画は譲渡人が申請地の隣接地を相続したことにより、隣接地を含めて一体利用するための変更であり、譲渡人、譲受人、転用目的の変更はありません。変更内容としては、南側の隣接地と一体利用するため南側フェンスの廃止、西側には[ ]があるため西側フェンスの廃止、北側出入口の幅員拡張です。

事務局としての見解ですが、計画内容に大きな変更はなく、隣接地と一体利用するためのものであることから事業計画変更は、やむを得ないものと判断させていただきます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は[ ]件、[ ]㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は所有権、申請地が[ ]、地目 [ ]、地積[ ]㎡で、譲渡人は[ ]、譲受人は[ ]です。

当該申請は譲受人が営む[ ]の資材置場としての転用で、隣接地の状況は、北が[ ]、東と西が雑種地、南が県道です。雨水排水は、北側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、500m以内に加路戸集会所及び上流排水機場があり、北側の町道に上水道管及び下水道管が埋設されていることから、農地法施行規則第43条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考えます。

次に6ページをご覧ください。「議案第3号 非農地証明願について」説明をさせていただきます。

本件の申請地は、[ ]㎡の[ ]筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

7ページの1番については、[ ]、地目 [ ]、地積[ ]㎡であります。土地の所有者は[ ]の[ ]、利用状況は駐車場となります。申請地につきましては、申請者が、[ ]頃に駐車場として整備して、現在は[ ]として使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、国土地理院の平成12年時点の航空写真であり、これにより非農地化されてから20年

以上経過していることが確認できるものです。

続きまして、事項書8ページ「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」説明をさせていただきます。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定につきまして、下記のとおり設定するものであります。

下限面積につきましては、農地法第3条にて農地の所有権移転や賃貸借権設定の際に要件となる下限面積であり、平成21年の農地法改正に伴い市町村の状況に応じて設定できることになったものであり、当町では、別段の面積を設定せずに農地法における面積50aを必要要件とし、現在に至っていますが、この下限面積につきましては、毎年、検討し総会で決定のうえホームページ等で公表することとなっているものであります。

(1)の農地法施行規則第17条第1項の適用については、同条同項第3号において設定する面積未滿の農地を耕作している人数が40%を下回らないように算定されるものとされていることから、2015農林業センサスで、当町の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えて50アール未滿の耕作農家が1割以下で40%を下回っているため適用されませんので、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

また、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用については、耕作の目的に供されない農地等が相当数存在したり、50アール未滿の農家数が増加して農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合の、いずれにも該当する場合も下限面積を設定できますが、当町の場合には耕作放棄地率は1%に満たない現状であるため、別段の面積を設定せず、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

なお、参考に町ホームページで公表する様式を事項書の9ページに添付させていただきますのでご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後7時8分 〕

( 申請書回覧 )

議 長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後7時14分 〕

議 長 「議案第1号 事業計画変更承認申請について」の「1番」と、「議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。

平松和憲委員  
議長

問題ないと判断しました。

次に農業委員の「白木斉委員」のご意見をお願いします。

白木斉委員

同じく問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特に意見なし )

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 非農地証明願について」の「1番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特に意見なし )

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特に意見なし )

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長

それでは採決に入ります。「議案第1号 事業計画変更承認申請について」の「1番」につきまして、承認する旨の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について承認する旨の意見を付して県に進達することとします。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することとします。

議 長

続きまして「議案第3号 非農地証明願について」の「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について非農地であることを証明することとします。

続きまして「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時17分 閉会)



会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和4年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員